■ 府市港湾委員会の概要（１）

|  |  |
| --- | --- |
| **名称** | 大阪府市港湾委員会（条例第1条.規約第2条） |
| **設置時期** | 平成２７年４月１日 |
| **設置場所** | 大阪市住之江区南港北２丁目１番１０号（ＡＴＣ）（規約第3条） |
| **幹事団体**（地方自治法第252条の9に規定する規約で定める普通地方公共団体） | **大阪市**　・国際戦略港湾の取り組みとして、埠頭株式会社の経営統合やコンテナ集貨に向け国や神戸市との円滑な調整の実施　・単独の組織として必要な総務部門など一連の体制をもつ　　などにより、市港湾局を母体とする方が効率的。 |
| **委員会の権限****および事務局** | **【基本的な考え方】港湾管理に関する業務**（条例第2条.規約第4条）※ただし、埋立事業、海岸管理に関する業務は、実態に合わせて合理的・効率的な組織体制とすることとし、以下のとおり整理Ａ：埋立事業　大阪港の特殊性から、例外的に執行機関を市長とし、市長部局で業務を行う。　⇒大阪港　　　　　　　　：市長部局　　堺泉北港・阪南港　　　：委員会事務局Ｂ：海岸管理　海岸管理の業務を行う組織は知事部局・市長部局を原則とするが、大阪港の特殊性など管理の実態に合わせて整理する。　⇒大阪港　　　　　　　　：委員会事務局　　堺泉北港・阪南港　　　：知事部局 |

■ 府市港湾委員会の概要（２）

■ 港湾審議会（附属機関）の共同設置

名　　　称　：　大阪府市港湾審議会（条例第２条、規約第２条）

所掌事務　：　大阪港、堺泉北港、阪南港の計画、開発、保全及

　　　　　　　　　び運営に関する重要事項について調査審議（条例第３条、規約第４条）

組　　　織　：　委員３０人以内で組織する（条例第４条、規約第５条）

委　　　員　：　学識経験者、港湾関係者、大阪府議会議員、

　　　　　　　　　大阪市会議員、府内関係市町の長、関係行政

　　　　　　　　　機関の職員、大阪府内の関係市町の住民

のうちから委員会が選任（条例第４条、規約第６条）

経　　　費　：　府市が負担（規約第12条）

■ スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| **委員の****構成・人数** | ・基本「港湾に関し十分な知識と経験を有する者又は経済若しくは経営に関し優れた識見を有する者」（条例第4条.規約第6条）【構成（案）】１．利用者視点から管理・運営に携われる者２．経営の視点から管理・運営に携われる者３．国内外の経済動向に関し経験・知識を有する者４．港湾管理に関し経験・知識を有する者５．学識経験を有する者６．補助機関（組織）の代表者　　⇒計６人（条例第3条.規約第5条） |
| **委員の選任** | ・知事・市長が定めた共通の候補者について、知事・市長が府議会・市会の同意を得て、幹事団体の長が選任（条例第4条.規約第6条） |
| **委員の任期** | ・３年、再任可。多数の委員が同時に退任しないように、設置当初は概ね半数の委員について任期を２年とする。（条例第６条.規約第８条.附則） |
| **委員長** | ・委員会の会議を主宰し、委員会を代表する（条例第11条、規約第13条）・委員の互選。なお、補助機関（組織）の代表者は委員長不可（同上） |
| **委員会の議事** | ・港湾計画に関する事項（貨物量推計、埠頭配置、土地利用等）・振興施策（ポートセールス）に関する事項・事業計画（次年度の事業等）に関する事項 |

【９月（前半）府議会提出議案】

１　大阪府市港湾委員会条例案

２　大阪府市港湾委員会及び大阪府市港湾委員会事務局の共同設置に関する件（共同設置規約案）

３　大阪府地方港湾審議会条例の一部を改正する条例案

４　大阪府市港湾審議会の共同設置に関する件（共同設置規約案）

【今後の府議会提出議案及び規則改正等】

１　既存条例において委員会設置に関連して条例改正が必要なもの（議会案件）

　①組織関係・・・組織条例、定数条例など

　②港湾管理業務関係・・・港湾施設条例など

　③その他・・・情報公開条例、個人情報保護条例など

２　委員会の委員の同意について（議会案件）

３　その他、規則・規程等の制定及び改正（議会議決不要）